

## 利用上の注意

### 1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成17年国勢調査はその18回目に当たる。

### 2 調査の時期

平成17年国勢調査は、平成17年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

### 3 調査の法的根拠

平成17年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

### 4 調査の対象

平成17年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

(2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

(3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

(4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

(5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関等の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 5 「世帯」の定義

世帯とは、一般の家庭のように住居と生計を共にしている人々の集まりを原則とし、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- (4) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (5) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (6) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (7) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (8) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (9) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

なお、世帯の単位は、原則として上記の(4)、(5)及び(6)は棟ごと、(7)は中隊又は艦船ごと、(8)は建物ごと、(9)は一人一人としている。

## 6 その他

- (1) ここに掲載した統計表（要計表による人口・世帯数（速報値）を除く）は、総務省統計局の公表結果から抜粋して作成したものである。ただし、第7表及び第8表のうち、出張所所管別の1世帯当たり、1人当たりの数値については、企画調整部で算出した。
- (2) 前回調査以前の数値については、平成17年10月1日現在の市域に組み替えてある。
- (3) 町・丁・大字は、平成17年10月1日現在であり、前回調査（平成12年10月1日）以降の区域の変更については、付録を参照のこと。
- (4) 昭和50年国勢調査までは、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて世帯としていたが、昭和55年国勢調査からはこれらの単身者をそれぞれ一つの世帯としている。
- (5) 第4表～第6表、第10～第17表のうち、一般世帯数と施設等の世帯人員の合計が「1～6人」の地域及び第8表、第9表のうち、一般世帯数が「1～6世帯」の地域については、個人情報明らかになるおそれがあるため、調査結果を秘匿し、隣接地域に足し上げて表章している。
- (6) 凡例  
—：該当数値なし  
0：単位未満  
△：負数